

第3回検討会議議事録

- 1 開催日時 平成29年9月5日（火） 午前10時から午前12時まで
- 2 場 所 京都市聴覚言語障害センター 「研修室1・2」
- 3 出席委員

高田委員、志藤委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、佐野委員、近藤委員、小出委員、酒井委員、成田委員

4 概 要

(1) 第1・2回の議論をふまえた論点に基づく議論について

○資料1～4により事務局から説明

滝野委員

資料4の条例の趣旨・目的について、「身体障害者手帳を持たない中軽度の聴覚障害のある方に対する支援」と明記されているが、「中途失聴、難聴者及び身体障害者手帳を持たない中軽度の聴覚障害のある方に対する支援」に表記を改めてほしい。また、「手話及び手話以外の情報コミュニケーション」とあるが、手話の中に触手話も含まれると思うので、「手話（触手話）及び手話以外の情報コミュニケーション」というように文章上の整理をお願いしたい。

事務局

指摘をふまえて論点を整理する。

林委員

触手話の勉強をする人が増えてほしいという件に関して、電車の中で通訳をしている様子を子どもが珍しそうに見たりする。また、道で歩いているときや駅のホームで盲ろう者が触手話で会話をすることもある。男性の盲ろう者に女性の介助員がついていると、周囲に誤解されることがある。触手話に対する理解が進んでほしいと思う。夜道のバス停で男性の盲ろう者が女性の介助員と触手話でコミュニケーションをとっているときも誤解される。まだまだ普及していないと感じる。一般の方々への周知や普及を進めてほしい。手話だけでなく、盲ろう者や触手話への理解が一層進めばよいと思う。

事務局

盲ろう者のコミュニケーションや様々な困難性などについても普及は必要であるので、論点を整理していく。

滝野委員

条例の対象範囲について、個人的な意見では、40デシベル以上の聴力の損失がある方はすべて対象になると理解している。その判断を誰がするかというと耳鼻科の医者だろうと思う。府の聴言センターでは、医師の診断ができる機能がまだない。府の難聴者協会からも要

望を出しており、実現に向けて考えてもらっているところだが、府の聴言センターで聴力検査を受け、身体障害者手帳を発行してもらい、補聴器を紹介してもらい、補聴器業者を紹介してもらい、補聴器をつける家庭を支援してほしい。そうした機能が不十分という状況がある。条例の対象の範囲については、要約筆記者養成講座を受講している方に渡すテキストにある言葉だが、ろうあ者、中途失聴者、難聴者という言葉が入っている。さらに、難聴だが目が見えにくい方や脳が原因で耳が聴こえなくなった方、知的障害との重複による重度障害の方などもいる。こうした人すべてが条例の対象になるかと思う。

持田委員

京都南部の山城地域で毎年、聴覚障害のある人の暮らしを考える集会を開催している。その中で出た意見や希望から子どもの「放課後児童デイサービス」が始まり、そこに集う子どもや保護者の皆さんから出されたものを集約したものを提出する。その中の一部聴覚障害に関わる方々の意見などを伝えたい。南部に住む聴覚障害のある子どもは片道1、2時間かけて聾学校に通学するか、以前は調整区域により奈良の聾学校に通学することができたが、現在は調整区域が廃止されてしまっている。舞鶴においても、福井県からは調整区域のために舞鶴に通学できるが、南部では調整区域がないため大変な思いをしているという意見があった。聴覚障害のある中学生や健聴者で聴覚障害のある人と交流のある中学生の意見から、手話を家族で覚えるということは大変なことだが、補聴器だけでは十分に伝わっていないこともあり、手話を交えることで家族の中で孤立しない聴覚障害のある子どもが増えているのかと思う。

また、条例の対象範囲について、府の障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（以下、社会づくり条例）や障害者差別解消法との関係もあり、教育機関や企業、雇用主、地域の民生委員、福祉事務所などが第1回の検討会議で挙げたが、聴覚障害に対して医療機関の理解が不十分だという実情がある。今でも、医師が手話通訳者に対して、「家族ですか？」「友人ですか？」「日本語は通じますか？」と言ったという例もある。教育機関にあたるのかはわかりかねるが、医師を養成する学校などで医療関係の方々にも手話や聴覚障害について学んでほしい。手話通訳として病院に同行した際に、担当の医師が全く理解されていなかった。手話をできるようにとまでは言わないが、教育機関で最低限のことは学んだうえで医師になってほしい。また、消防や警察関係の方々にはぜひ手話の普及対象に入れてほしい。簡単なコミュニケーションをとれる程度で構わないので、普及していただきたい。最近も、夜中にろうあ者が救急車を呼び、車内で通訳の派遣を依頼したが伝わらず、結局通訳が不在のまま病院に行ったということがあった。夜中に呼んだことが悪かったのかもしれないが、ろうあ者に対する理解が不十分な人もまだまだいるということを知ってほしい。

佐野委員

病院や救急車の話が出たが、最近普及してきた「耳マーク」について、耳マークを指さすことで、耳が不自由だから筆談をしてほしいという意思表示になるものだが、耳マークを示しても意味をわかってもらえないという声をよく聞く。全国的にも普及してきており、もっと周知をしてほしい。また、病院においても、医師はマスクをしていることが多いが、マスクをした状態では喋っているのかどうかもわからない。そうしたことも理解してもらえるように、手話とともに聴覚障害への理解が必要。耳マークを指すということは筆談を必要としていることであり、単純に音声で案内するのではなく、目の前で話し手が誰かわかるように話しかけることが重要かと思う。広島県では救急車に症状などが文字で書かれており、指さ

しで伝えられるプラスチックの板があった。かなり前の話なので、今はシステム化されているかと思う。前回の検討会議で、病院でライトを合図に息を吸ったり吐いたりするように事前に説明があり、その後ライトに合わせて息を吸ったり吐いたりするタイミングがわかったという話があったかと思うが、そうした文字情報も大切だと思う。

災害の避難所に関して、現在は地上デジタル化されテレビにも文字による情報が入るようになってきた。これまではアイ・ドラゴンによって手話と文字で情報が得られるようになっていたが、アイ・ドラゴンはすべての避難所に設置されているわけではない。また、画面も小さいため、食事の時間や物資の支給内容などを手話や文字などですべての人に情報を発信してほしい。子どもが紙やポスターなどの裏に文字を書いて情報を伝えたりしていると聞いた。手話と同じように文字情報も重要だと思う。

小出委員

8月末に1泊2日で行政職員向けの手話講習会を開催した。参加者のほとんどが手話のできない行政職員であったが、実技では4～5人のグループに1人のろうあ者が講師として指導に入り、通訳を介さずに直接ディスカッションをしてもらった。その過程でわかったことが二つあり、まず、手話を学ぶような意識の高い職員であっても、手話が通じないなら書けばよい、筆談すればよいという発想になかなか結びつかないということ。講師がホワイトボードに書くことで、書けばいいのかということに気がつく。終了後のアンケートにおいても、初めは聴こえない講師と直接のやりとりで不安だったと書かれていた。誰かのサポートなしに聴こえない人とやりとりをすることへの不安が聴こえる人にはあるのだろうと思う。しかし、講習会を通じて最後にはなんらかの方法で意思疎通ができ、手話もとても上達していた。このように実際に体験することが非常に大切。さらに、聴こえない人だから手話でコミュニケーションをとらなければならないということではなく、様々なコミュニケーション方法で通じ合えるということを体験することが重要だと考える。そうした意味で今回の条例に、手話と手話以外の情報コミュニケーションが理念に取り入れられることが重要だと思う。前文では京都の先駆性を3つの面から整理をしたうえで条文に取り入れてはどうか。まず、教育の面では京都盲啞院ができたということ、また、福祉の面ではろうあ者更生施設が全国で初めてできたり、ろうあセンターやいこいの村が全国に先駆けてできたということ、最後に、当事者や関係者の運動についても触れてほしい。聴こえない人や難聴の人、言語に障害のある人など聴覚言語コミュニケーションに何らかの障害のある人が一緒になって運動をしてきたという歴史がある。これらの点が条例を作る際に大事なポイントになってくると思う。そうした整理の仕方をお願いしたい。

高田委員

聴こえる人にとっては聴こえない人と初めて会うとカルチャーショックのような状態になるのだろう。対応方法がわからずパニックになるということはよく聞く。そういった意味でも聴こえない人と話すことに慣れることが大切なのだろうと思う。

林委員

私自身盲ろう者であるが、過去に救急車で運ばれた際に、手話も筆談もできず、身ぶりもなかなか伝わらなかった。トイレに行きたいということが伝えられず、コミュニケーションをとることが本当に難しいと感じた。書いてもらっても見えないので困る。2日間の入院であったが、起こしてもらえなかったり連絡がなかったりして困った。コミュニケーションがとれず、なかなか相手にわかってもらえないことが不満としてある。訪問介護を受けても、

コミュニケーションをとることに非常に時間がかかるため、その点を理解いただいたうえで、その分時間の延長ができることも考えていただきたい。

酒井委員

先ほど災害時の話があったが、最近は大雨警報がよく出る。聾学校から舞鶴に帰る生徒の乗る電車が、大雨で止まったことがあった。その際に車内に放送はあったのだろうと思うが、文字での案内がなく、大勢の生徒が車内で何が起きているのかがわからず、学校にメールで助けを求めてきたため、学校から鉄道会社に問い合わせ、大雨警報により電車が止まっていることや車内でそのまま待機してほしいということを学校から生徒に伝えた。こうしたことが何度かあった。京都駅は文字情報が整備されつつあるが、それ以外の小さい駅やすべての交通機関に文字情報が必要だと思う。車内放送の声はとても小さいので、高齢の方も聞き取りにくいと思う。そのため、すべての交通機関での文字情報が必要である。鳥取県では、駅にタブレットで手話通訳と会話ができるシステムが整いつつあると聞いた。文字情報に加え、手話で通訳を介さずに動画で直接会話ができるような一歩進んだシステムを、京都府の条例で実現していく努力が必要ではないかと思う。

滝野委員

聾学校以外の教育機関の場として難聴学級があると思う。聾学校と違い、難聴学級では、聴こえない人が自分一人であったりすると、自分自身の聴覚障害について学ぶ機会や自分の居場所作りがなかなか難しいと思う。また、成人期の手話の獲得について、手話教室に通ったことで難聴者協会の存在を知り、会員になったという話をしばしば聞く。手話を学ぶ際に手話通訳者を育てるための入門講座はあっても、難聴者が手話を学ぶ場がない。向日市が先駆的な取り組みをしていたが、予算がなくなったり、中心となって取り組んでいた人が亡くなったことで途切れてしまったと聞いた。難聴者が手話を学ぶ場を保障するには、要約筆記とヒアリンググループがないと難しいため、そうした環境を整えて学べる場を保障するための予算化をしてほしい。

また、先ほど行政職員が書くという方法を思いつかなかったという話があったが、手話を学ぶ際に多様なコミュニケーション手段があるということを知ってもらい、お互いのコミュニケーション手段について壁を作らないことが大切だと改めて感じた。手話通訳や要約筆記、触手話などの通訳制度があるということを知らないと利用できない。高齢になって聴こえなくなった方や制度を知らない方に知ってもらい、制度を利用する力を身につけてもらうための、啓発だけではない手立てが必要だと思う。情報機器としてUD トークなど便利なものが新たに次々と出てきている。そうした最新機器をどう使うかは、第1回の会議でも出た意見であるが、聴こえない人自身が地域社会に主体的に参加していくということが大切だと思うし、強く求めたい。そうした条例でありたいと思う。

聴こえにくさを感じている若い人たちが府内でいくつかグループを形成している。このようなグループを法人の事業で抱き込んでもらい、聴こえない人がたくましく生きていくための事業があるとよいと思う。

また、行政機関の責務の中に「手話のできる職員」という言葉があるが、多様なコミュニケーションを意識できる職員を配置してほしいし、聴覚障害についての研修を必須の研修会の中に盛り込んでほしい。職員に聴覚障害に関する研修をしてもらえると、警察や消防などを安心して利用できると思う。

浅井委員

ろうあ協会を代表して、大学で前期と後期合わせて30回の授業を受け持っている。授業では、当協会理事からも来てもらって障害者差別や人権について講義してもらっている。そのアンケートで、学生たちは、小・中・高そして大学でも障害について学ぶことはあったものの、聴覚障害について深く学ぶことがあまりないという意見が多かった。学校教育の場で障害について学ぶときには、聴覚障害や手話について学ぶ時間を取り入れていただきたい。大学の授業では、難聴者の学生も出席しているが、当協会会員が聴こえないことを理由にスポーツジムへの入会を断られた事例などを説明し、差別についてどう思うかを聞いたところ、その時に差別とは何かを初めて意識したような反応であった。つまりその学生は、何が差別なのかを知らないまま育っており、現在の状況（社会）を仕方ないと受け入れているのではないかと見受けられる。そういった状況をほっとくのは問題ではないかと思う。学生に教える立場だが、学生から学ぶことも多い。差別に対する意識がまだまだ弱いと感じることもあるので、ぜひとも教育の現場ではもっと取り入れていただきたい。

難聴学級を立ち上げた保護者と関わりがあった。聞こえる子ども、ろう、難聴の三人兄弟を持つ保護者であった。聴覚障害を持つ子どもを持つ親同士で情報を交換しながら、京都市教育委員会に向けて難聴学級を立ち上げて欲しいと熱心に活動されてきた方であった。ろうと難聴の子どもは口話教育を受けており、家族の中では常に口話でコミュニケーションを取ってきた。成人すると、家族の中で重要な話し合いが持たれることが多く、ろうと難聴の子どもはその話し合いについていけないことがあり、聞こえる子どもはかなり不満を持ち、兄弟仲が悪くなっていき、その保護者がとても悩んでおられた。そして、「口話教育が良いと熱心に口話でコミュニケーション取ってきたが、それが原因で家族関係が崩壊してしまった。とても悔やみきれない。難聴学級を廃止してろう学校に集めて手話教育をした方が良いように思う」と話されていた。そういったコミュニケーションのズレというのは軽く見られがちだが、実は重い問題に発展してしまうようなものだと思っている。たかがコミュニケーション、されどコミュニケーションである。

難聴学級に子どもを通わせている聞こえない親からもこういう意見があった。「授業についていけないがために、いつも罰として運動場を走らされている子どもがいる。その子どもを見るたびに、コミュニケーションが取れていないのではないかと心配してしまう」というような内容であった。コミュニケーションが取れないがためにそういった負担を負うというのはやはり認めがたいと思っている。その子どもの親は聞こえる人で、家の中でも口話でコミュニケーションを取っていると聞く。口話であるがために学校でも家でもうまくコミュニケーションが取れてないようだ、とわたしのところにそうした悩みを持ってくるのが絶たない。

やはり思うことは、難聴学級で口話教育を推進するのではなく、ろう学校に集めて手話教育を推進するべきではないか、ということである。そして聞こえない子どもがコミュニケーションを取れることで、生きる力も育むものと思っている。そういった理念を取り入れて、さらに実践した中身である手話言語条例にしていいただきたいと思う。

近藤委員

条例の中身の組み立て方について、障害者権利条約の視点から見てどうなのかをずっと考えていた。今日の議論の中で、多様な手段という話があったが、障害者権利条約の21条では「本人が望む表現や様式」とあり、「本人が望む表現や様式」と「多様な表現」という言い方では随分異なると思う。権利条約の表現の方がよいのでは。また、24条の関係で当事者の教員が挙げられているが、コミュニケーション手段としての手話を考えたときに、手話

をネイティブに使用する人を教員として積極的に雇用することは重要ではないかと思う。全体で司法手続きや政治参加などの項目がないため、どう扱っていくかは検討すべき。

(2) 条例の基本コンセプトについて

○資料5により事務局から説明

浅井委員

手話は言語であるということは当然だが、暮らしやすいということが大切ではないか。病院や役所などの公的機関に手話通訳者が設置されているということ、そのための予算を作るということ、そういったことによって聴こえない人が参加しやすい社会になると思う。

持田委員

京都市聴覚言語障害センターでは毎年、大文字を見る会を開催しているが、その反省会でKBS 京都テレビの中継に手話通訳や文字情報をつけてほしいという意見が出た。昨年は大雨の影響でモニターだけでは内容がわからなかった。KBS 京都に依頼に行ったが、予算がないことを理由に文字情報を加えられないとのことであった。そのためセンターの職員が文字情報をつけて対応した。大文字のテレビ中継は京都の三大祭りと同じように、京都府全体や全国に向けて放送しているものであり、このような大きな行事に関しては、テレビ中継の際に手話通訳や文字情報を加えられるように府で予算化をしてもらいたい。そうすれば一般の方と共に楽しめ、豊かな生活につながると思う。また、京都駅の観光案内に手話通訳がないため、聴こえない人が京都駅の隣のハローワークに行き、そこで観光案内をしてもらっているという話も聞いた。京都駅に手話通訳を置くための予算化なども含めた内容になっていけばと思う。

酒井委員

資料5の条例のコンセプト(3)について、聾学校を卒業し就職した生徒が、会社の人と気持ちに通じなかったり誤解が生まれたり、ズレが生じるため、仕事は好きで頑張っているが人間関係がうまくいかず悩んでいるということで、学校の進路指導に相談にきた。一般の会社で手話を使用することは難しいとは思いますが、筆談であったり口を大きく開けたりするなど、聴覚障害のある人への対応を事業者の責務として、一般の会社にもどんどん普及させてほしい。障害の有無にかかわらず、皆が安心して働ける、安心して暮らせるような啓発運動をしてほしい。聴覚障害のある人を雇用した会社に対して、聴覚障害に関するパンフレットを配ったり、組織的に聴覚障害に関する説明会を開催するなど、京都府全体で取り組んでいければより暮らしやすい社会になると思う。

小出委員

9月3日(日)にさがの手話まつりを開催し、約1,500名の参加があった。京都では他にも、手話劇コンクールや手話スピーチコンテスト、さがの映像祭など手話を中心に聴こえる人と聴こえない人が一緒に作ってきた文化が多くある。そのため、資料5の条例の基本理念について、府民と聴こえない人を分けているような書き方になっているが、両者が一緒に共生していくような文言が基本理念に盛り込まれた方がよいのでは。一緒に文化を作ったり、生活をしていくということを条例の基本理念として整理した方がよいのでは。

近藤委員

ICT 技術を用いた情報保障について議論があるが、条例の中に ICT 技術をどう位置づけていくかはもう少し議論の必要があると思う。コミュニケーションの基本はフェイストゥフェイスであるため、聴覚障害のある人の暮らしを考えたときに ICT 技術はあくまで補佐的なものだと思う。しかし電話リレーなどは自立度の高い聴覚障害のある人の生活の幅を広げることとは間違いない。そうしたものをどう正しく位置づけていくかは考えていかねばならない。

また、先ほどテレビ中継に字幕を入れるという話があったが、地方局の持っているインフラでは、リアルタイムに字幕を入れることは不可能である。実現には莫大な経費がかかるうえに、字幕装置を数億円かけて準備すれば可能だが、現在はそういったインフラになっていない。IPTV を使ってインターネットを経由してリアルタイムで手話や字幕を入れるという方法はある。障害者放送機構と KBS 京都で、KBS 京都の番組に実際にリアルタイムで手話と字幕を入れる実験も行い、総務省も非常に関心を持っている。実験の結果からも、リアルタイムで手話と字幕を入れることは技術的に可能であるということは証明された。今後は、IPTV 環境が整うにつれて、手話や字幕の提供体制をどのように作るかが課題。また、現在は聴こえる人と聴こえない人が同時に見る環境になっていない。IPTV の機能を持たせるにはアイ・ドラゴンなどをつけなければいけない。国際基準となったことで、IPTV の機能を持ったテレビが一般化すれば、クローズドキャプションで手話と字幕、必要な方法を選択できるようになる。そうした環境を整えれば非常に広がっていくと思うが、技術的にもう少し時間がかかる。それまでの間、例えばアイ・ドラゴンの環境の中で、情報提供施設が手話と字幕を制作し、KBS 京都が受け入れれば、安い値段での実現が可能かとは思っている。

滝野委員

資料 5 の条例の基本理念の (5) について、「聴覚障害のある人が、主体的に社会参加できる環境を整備する」とあるが、イメージしやすいように具体的な提案をした方がよいのでは。また昨年、京都で身体障害者関係の団体の団体の全国大会が開催された。京都は進んでいるので、スクリーンに大きく手話と要約筆記が出るイメージでいたが、実際は会場の隅にスクリーンがあり、聴こえない人は地域の人たちと切り離され、スクリーンの前に座らされた。手話も見づらく、一ヶ所しかないスクリーンの文字も小さかった。京都大会としては非常に残念だった。同じ団体が毎年主催をする行事が、今年は長岡京市で開催される。手話通訳の立ち位置やスクリーンの位置を調整しているが、式典や催し物によって舞台上の様子が変わる。聴こえるうえに見えるという環境がある中で、音声言語も聴くし、目で見える情報も見るといような共生社会にならないといけない。難しいとは思っているが、そうした共生社会を実現するための条例でありたい。差別解消法があつての条例だと思うが、障害者差別解消法が根本にあつても、聴くということに関しては障害者の中でも平等ではないと思っている。その差別解消法の中の差を埋める条例にしたい。その点に関してもう少し議論をしたい。

また、基本理念の中に、中途失聴者という言葉がない。聴覚障害の中の、ろうあ者、中途失聴者、難聴者…というように定義を一定すべき。聴こえないため配慮をしてほしいと訴えても、理解してもらえないこともある。その意識を変えるためには行動するしかないと思い行動している。字幕をつけることを主催者に求めると同時に、主催者に理解してもらえようように要約筆記サークルから、字幕の付け方などを具体的に提示したりしているが、もっと活発にしていかなければならないと思う。

京都市身体障害者団体連合会の副会長が、社会づくり条例ができて 100 点満点のうちの 65 点、残りの 35 点は当事者の動きだと言っていた。DVD に字幕をつけたり、皆が見ている日本の映画に字幕をつけて同じように見たいという願いをどのようにして実現していく

か、そうしたことをできる条例にしたい。また、政治をどのように取り扱うかということも大きな問題。現在は政見放送を見るのに非常に労力を使いながら情報保障をしているので、健常者と同じレベルで見たいと思う。

(3) その他について

特になし

以 上